区民委員会資料令和4年7月25日地域振興部戸籍住民課

臨海斎場の火葬料改定について

1 主旨

臨海斎場の火葬料は、適正な利用者負担の観点のもと、3年ごとを目途に定期的 に見直しを図ることとしている。

この度、令和2年度の火葬事業にかかる経常経費をもとに火葬料を算定したので、令和5年度から料金改定を行う。

2 料金改定の概要

(1) 基本的な考え方

適正な利用者負担となるよう火葬事業に係る経常経費(火葬事業原価相当額)をもとに組織区内火葬料(港、品川、目黒、大田、世田谷区民に適用される)および組織区外火葬料を算出する。

- (2) 火葬料の算定方法
 - ①火葬料収入で火葬事業が実施できるように改定率を設定する。 年間火葬経費(火葬事業原価相当額)=年間火葬料収入×改定率
 - ②改定率を、1.1倍とする。

火葬事業に係る年間火葬経費(火葬業務委託料+火葬にかかるガス・電気代+ 骨壷代+火葬炉経常修繕費+施設全体の管理運営経費の6割(火葬事業部分)) を、年間火葬料収入(現行火葬料×火葬件数)で割り返して算出した。

- ③現行の組織区内火葬料に改定率を乗じて、新しい区内火葬料を算定する。
- ④組織区外火葬料も同様に、改定率を乗じて算定する。(現行同様、組織区内火葬料の2倍の金額とする。)
- (3) 改定内容

別紙「臨海斎場火葬料新旧対照表」のとおり

(4) 他施設との比較

斎場名	火葬料(大人)	備考
都立瑞江葬儀所	(都民) 59,600 円	
民間斎場 (代々幡・桐ヶ 谷・堀ノ内斎場)	75,000 円~145,000 円	令和4年4月1日現在の金額 ※収骨容器は含まない
臨海斎場	(組織区内) 44,000円 (改定後)	※収骨容器を含む

- (5) 改定日 令和5年4月1日から適用する。
- 3 今後のスケジュール (予定)

令和4年8月17日 臨海部広域斎場組合議会に条例改正案の提案 9月以降 組織区内区民へ周知(臨海斎場ホームページより)

事業者への周知(臨海部広域斎場組合より)

令和5年4月 1日 新料金の適用

臨海斎場火葬料新旧対照表

令和5年4月1日適用

1 火葬料

区	分	現 行	改定後
	12歳以上	40,000円	44,000円
l ∵	12歳未満	24,400円	26,800円
区	胎児	10,400円	11,400円
内	改葬遺骨	20,900円	23,000円
L 1	人体の一部	8,700円	9,600円
	分 骨	2,000円	2,000円
区	分	現 行	改定後
X	分 12歳以上	現 行 80,000円	改定後 88,000円
	<u> </u>		
Image: Control of the	12歳以上	80,000円	88,000円
区	12歳以上 12歳未満	80,000円48,800円	88,000円 53,600円
	12歳以上 12歳未満 胎 児	80,000円 48,800円 20,800円	88,000円 53,600円 22,800円

※分骨は火葬を伴わない作業につき据え置き、生活保護等の減免も据え置き (16,000円等)